

被害者に住居・心理ケアを施し、DV被害者の精神の回復と経済的自立を図ります。

⑤ DV被害者など支援体制を強化し、DV被害者の支援及び未然防止を図ります。

⑥ 一時保護を要する女性を支援するため、婦人相談所一時保護所を運営します。

⑦ 県営住宅の入居にあたり、県営住宅の第一次募集において、母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯などを優先して募集します。【再掲】

⑧ 専任相談員による入居相談対応や協力不動産店などの登録制度により、住宅確保要配慮者への支援を行います。【再掲】

#### (1) - 2 性犯罪・ストーカートの防止及び被害者支援

性犯罪の被害防止に向けた予防的活動の推進並びに関係機関との連携による被害者支援及び相談体制の充実を図ります。

ストーカートに関する相談・申出を受けて、警告等の行政措置や被害者保護活動を的確に行うための体制を整備します。

##### 【具体的施策】

⑨ 声かけなどの性犯罪の前兆事案発生時には速やかに情報発信し、注意喚起するとともに、犯罪に至らない場合であっても、指導警告するなど、予防活動を推進します。

⑩ 性犯罪被害者に対する経済的支援として、初診料、初回処置料、診断書料及び人工中絶費用を負担します。

⑩ ストーカー事案に対する被害者等の安全確保を最優先にした対応を推進します。

#### (1) - 3 性暴力の被害者支援

性暴力被害者支援体制の早期構築を目指し、関係機関・団体が連携して、被害者が被害直後から中長期にかけて必要な支援を受けられる体制づくりを進めます。

性暴力被害者に被害直後からの総合的な支援（産婦人科・精神科などの医療的支援、カウンセリングなどの心理的支援、法的支援など）を提供することにより、被害者の心身の負担軽減と健康回復を図ります。

性暴力被害者・加害者を発生させないために、あらゆる機会を通じて性暴力被害の実態や被害者支援の必要性などの普及啓発を行います。

##### 【具体的施策】

⑫ 性暴力被害者を支援するため、関係機関・団体が連携して支援する仕組みの構築、相談窓口の設置及び支援員の確保・養成を推進します。

⑬ 公開講座などにより性暴力被害者支援について意識啓発を推進します。

#### (1) - 4 児童虐待の防止及び被害者支援

子どもに対する暴力・虐待を根絶するための体制を整備するとともに、関係機関の連携強化を図ります。

##### 【具体的施策】

⑭ 児童虐待防止に携わる職員の資質向上、適切な支援を行うため関係機関の連携強化、児童虐待の予防、早期発見及び早期対応の体制を推進します。

#### (2) 安心して相談できる体制づくり

被害者の置かれている様々な状況に適切に対応できるよう、配偶者暴力相談支援セ

ンターの機能を強化するとともに、関係機関と連携し、安心して相談できる体制を整備します。また、加害者対策の必要性から、更生のための施策を実施します。

性暴力被害者が安心して相談できるよう被害者相談窓口を設置します。

【具体的施策】

- ① 人権相談窓口（人権尊重の社会づくり相談ネットワーク）を設置し、電話、面接による一般相談及び弁護士などによる専門相談の実施、関係機関の連携強化などにより、様々な人権相談に総合的に対応します。【再掲】
- ② 男女共同参画センターにおいて、東中西部に相談窓口を設置し、男女共同参画に関する相談に対応します。
- ③ 白らの暴力を反省し、更生の意思のあるDV加害者のための電話相談窓口を設置し、併せて相談員の確保及び資質向上のための研修を実施します。
- ④ 外国人DV被害者の通訳を行うことができる外国人などの養成を行い、被害者支援及びDV被害の未然防止に努めます。
- ⑤ 配偶者からの暴力、離婚、生活困窮、ストーカー被害など、女性の諸問題についての相談対応や援助を実施します。
- ⑥ 性犯罪被害者に係る相談窓口として、性犯罪110番について広報周知します。
- ⑦ 性犯罪被害者支援カウンセラーの委嘱を行い、被害者に照会した上で、カウンセリングを実施します。
- ⑧ 性暴力被害者支援に係る相談窓口を設置します。

(3) 様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成

違法・有害な情報が多様化し、受信も容易になっていることから、インターネット

をはじめ、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどのメディアを通じて流れる様々な情報を適切に収集・判断し、活用することができる能力（メディア・リテラシー\*）の向上を図ります。

〔鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）\*〕に基づき、青少年の健全な育成が図られるよう、ペアレンタルコントロール\*の普及促進など社会環境づくりを推進します。

\*メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

\*鳥取県青少年健全育成条例

青少年の健全な育成に関する県及び県民の果たすべき責務を明らかにするとともに、青少年のための良好な社会環境の形成を図るために必要な措置を講じ、青少年の健全な成長に寄与することを目的とし、インターネット上の有害情報への対応などについて規定している条例。

\*ペアレンタルコントロール

青少年が利用するインターネット接続機器に、利用時間の制限や能力や年齢に応じたフィルタリングを行うなど、青少年のインターネットの利用を管理するために保護者が行うべき措置のこと。

【具体的施策】

- ① 青少年を取り巻く環境浄化など、青少年の健全育成に努めます。
- ② 子どもたちの正しいメディア利用に関する保護者などへの啓発活動を実施しま

す。

- ③ 情報を主体的に収集、判断できる能力を育成するため、学校における情報教育及び消費者教育を充実します。

<数値目標>

項目	現状（年度）		目標（年度）	
過去1年間にドメスティック・バイオレンス（DV）を受けたことがあると答えた人の割合	1.4%	H26	0%	H31
性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター設置数	0箇所	H27	1箇所	H32

基本テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

重点目標6 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

<現状と課題>

男女共同参画社会を実現していくためには、固定的性別役割分担意識などに基づいた画一的な生き方にとられることなく、あらゆる場面において一人ひとりの望む生き方が尊重されるよう、男女共同参画への理解を深め、意識を育んでいくことが必要です。

平成26年に実施した鳥取県男女共同参画意識調査によると、男女の地位の平等意識について、学校教育の場では7割以上の方が「平等」と感じていますが、「社会通念」、「地域」、「職場」などさまざまな場面で「男性優遇」と感じている人が依然として多くいます。

男女共同参画社会を実現していく上で、私たちの意識の中に形成された固定的性別役割分担意識や男女平等感の形成などが大きな課題となっています。

固定的性別役割分担意識の解消に向け、男女共同参画を進める必要性について、一人ひとりの理解の促進と社会の意識改革が不可欠であり、あらゆる人たちが共感できるよう、様々な機会や地域、家庭、職場、学校など様々な場面を通じた広報・啓発により理解を広げていく必要があります。

また、男女が生涯を通じて男女共同参画の意識を高めるための学習機会を提供していくことや、地域や家庭における男女共同参画への理解を広げていくことも必要です。

男性の家事や育児をはじめとした家庭生活や地域活動への参画が進んでいない現状にあることから、男性自身の意識だけでなく、家庭、地域、職場などの周囲の意識を変え、男性が家庭生活や地域活動を前向きにとらえ、積極的に参画できる環境づくりを進めていく必要があります。

鳥取県の未来を担う子どもたち一人ひとりが思いやりや自立の意識を育み、自らの意思でその生き方を選択できるよう、その基礎として、子どもの頃から男女共同参画の視点に立った学校教育を推進していくことが大切です。

さらに、外国人旅行者の増加など多くの外国人と関わりを持つ機会が増えていることから、国により異なる文化や価値観などを学び認め合う国際交流を進め、県民一人ひとりの個性が尊重される住みやすい社会をつくるため、国際的な視野に立った人材育成や異文化などへの理解が必要です。

●男女の地位の平等感

	男性のほう が非常に優 遇	どちらかと いえば男性 のほうに優 遇	平等である	どちらかと いえば女性 のほうに優 遇	女性のほう が非常に 優遇	わからない
--	---------------------	------------------------------	-------	------------------------------	---------------------	-------

学校教育	0.7%	9.8%	75.3%	1.4%	0.2%	12.5%
職場	10.8%	54.0%	20.6%	3.6%	0.6%	10.4%
家庭生活	9.2%	41.7%	34.4%	6.4%	1.2%	7.1%
地域	7.1%	43.6%	31.7%	5.2%	0.2%	12.1%
政治行政	21.8%	49.8%	15.1%	0.6%	0.2%	12.5%
法律制度	11.2%	34.2%	34.8%	3.9%	0.1%	15.9%
通念習慣	20.9%	55.9%	11.5%	1.6%	0.0%	10.1%

(鳥取県男女共同参画意識調査(平成26年))

●家庭の仕事の分担状況

		ほとんど自分	どちらかといえば自分	配偶者と 同じ程度 分担	どちらか といえば 配偶者	ほとんど 配偶者	親や子ど もなど他 の家族	該当する 世話や活 動がない
家事	女性	68.7%	22.3%	5.0%	0.6%	0.6%	2.5%	0.3%
	男性	1.8%	2.1%	14.1%	32.4%	47.9%	1.4%	0.4%
子育て	女性	31.9%	34.2%	14.3%	0.3%	0.7%	1.6%	16.9%
	男性	0.7%	1.9%	20.8%	38.7%	22.3%	1.5%	14.1%
介護	女性	19.5%	18.5%	11.4%	2.0%	1.7%	2.4%	44.4%
	男性	2.8%	4.7%	11.4%	15.7%	16.5%	1.2%	47.6%
地域活動	女性	18.2%	13.8%	21.3%	17.9%	16.0%	4.7%	8.2%
	男性	18.6%	28.0%	19.0%	12.9%	11.5%	3.2%	6.8%

(鳥取県男女共同参画意識調査(平成26年))

<施策の基本的方向>

(1) 男女共同参画の理解と共感を広げる普及啓発

男性、子ども、若年層などを含め、あらゆる層に対し、男女共同参画の意義や必要性について共感できるよう広報紙、ホームページ、新聞、テレビ、インターネットな

ど様々なメディアを活用し、機会をとらえた広報・啓発活動を進めます。

鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）や、市町村、民間団体などが連携し、男女共同参画の普及啓発を充実するとともに、県民の男女共同参画の取組への理解を深めるために国際的な動向、国や他の都道府県の取組について、情報収集を図り、学習機会を提供します。

#### 【具体的施策】

- ① フォーラムや広報誌等多様な手法を通じて幅広い層に男女共同参画に関する情報の発信・啓発を行います。
- ② 鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）において、男女共同参画に関する書籍、DVD等の資料を収集し、学習資料として提供します。
- ③ 県及び市町村の実施する男女共同参画事業の状況を把握し、一体的に情報発信を行います。
- ④ 男女共同参画白書及びマップを作成し、県や市町村の取組状況を公表します。
- ⑤ 鳥取県人権ひろば21（ふらっと）では、男女共同参画に関する書籍やDVDなどの貸し出しの他、交流スペースを活用した研修会や人権ビデオ上映会などを開催します。

#### （2）子どもの頃からの男女共同参画の推進

子どもたちの発達段階に応じた人権の尊重及び男女平等観の育成、男女共生に関する教育の充実を図るため、教職員など教育関係者が男女共同参画の理念を理解し、学校教育において男女共同参画を推進することができるよう研修などの取組を促進します。

性別による固定的な職業観や進学観にとらわれず、一人ひとりが自らの生き方を考



え、進路選択できるようキャリア教育を推進します。

子どもたちの将来が経済的な環境によって左右されることのないよう、児童生徒の学習環境を整備・保障するための支援をします。

子どもたちが健やかに成長できるよう、発達段階に応じた適切な性に関する指導を行います。

#### 【具体的施策】

- ① 男女共同参画の視点に立った人権教育学習事例集について、人権教育主任研究協議会などの機会をとらえ教職員へ活用を促します。
- ② 「家庭」、「公民」、「保健体育」などの学習、特別活動などで男女共同参画に対する意識を育成します。
- ③ キャリア教育や様々な体験、探究活動などを推進することにより、自らの将来に夢や目標を抱かせ、実現に向けた意欲を高める取組を行います。
- ④ スクールカウンセラーを学校に派遣し、いじめ、不登校などの問題を抱える生徒に対して、相談を行います。また、教職員への助言を通して指導力の向上を図ります。
- ⑤ 親、友人、学校の先生などに相談できない悩みなどの電話相談を実施する民間団体を支援します。
- ⑥ いじめなど人権に関する悩みなどの相談窓口を設置し、問題解決に向け支援します。
- ⑦ 性に関する指導・エイズ教育研修会の開催など、学校における性に関する指導・エイズ教育を充実します。【再掲】
- ⑧ 学校に専門家を派遣、講演会などを実施し、心や性などの健康問題への対策を

行います。

### (3) 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供

家庭、地域において、男女共同参画の意識を高め、固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女が共に相手の立場を理解し助け合って暮らしていけるよう、学習機会を提供し人材育成を図ります。

また、女性が自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画できるよう、情報提供や学習機会を充実します。

#### 【具体的施策】

- ① 男女共同参画センターが実施する啓発講座に加え、県内の民間団体が実施する啓発事業への支援など様々な手法で学習機会を提供します。
- ② 生涯学習講座として、とっとり県民カレッジ講座「未来をひらく鳥取学」などを開催します。
- ③ 保護者が参加する学習機会に家庭教育アドバイザーを派遣し、親の学びを支援します。
- ④ 「とっとり子育て親育ちプログラム」を普及させ、親の気づきと家庭教育について学びあえる仲間づくりを促す学習機会を提供します。
- ⑤ 家庭教育啓発を行うための広報の充実を進めます。
- ⑥ 社会教育について専門性の高い人材として、社会教育主事を養成します。
- ⑦ インターネット、情報誌などを活用し、生涯学習情報を提供します。

### (4) 男性の家庭生活・地域生活への参画促進

男性の固定的性別役割分担意識を解消し、地域や家庭での男性の責任と参画の必要性や意義について理解を促進するため、広報・啓発活動や学習機会の提供及び精神面

で孤立しやすい男性に対する相談体制を整備します。

また、男性が家庭生活や地域活動に積極的に参画するため、仕事中心の働き方の見直しを進め、育児・介護休業など仕事と生活の両立のための制度についての普及啓発、職場環境の整備を図ります。

【具体的施策】

① 男性の家庭進出を促進させるため、男性の意識改革やワーク・ライフ・バランスなどをテーマにした講座を開催します。

② 男性を対象とした企業内研修などを推進し、男性の家庭進出を促進します。

【再掲】

③ 男性が抱える様々な問題に対応するため、男性相談員による「オトコの相談日」及び男性臨床心理士による専門相談を実施します。【再掲】

④ 父子手帳の配布や男性従業員に育児参加休暇又は育児休業を取得させた事業主に対する奨励金の支給などにより、男性の育児参画を推進します。【再掲】

(5) 国際的視野に立った男女共同参画の推進

県内在住の外国人の方々及び北東アジア諸国をはじめとする世界の人々との交流を通じて、国際的な視野で男女共同参画に関する理解を進めます。

また、子どもたちの世界に対する興味・関心を高めグローバル人材育成につながる学校教育や海外留学などを支援します。

【具体的施策】

① 青少年による国際協力の推進を図るため、青少年海外協力隊の普及広報活動などへの支援を進めます。

② 国際交流の推進を図るため、北東アジア諸国との女性指導者交流会の開催及び

参加を進めます。

- ③ 国際交流フェスティバル、多文化共生出前講座、子どものための異文化理解体験講座、国際交流の集いなどによる国際理解の推進を図ります。【再掲】
- ④ 柔軟な思考力や豊かな表現力を持ち、国際社会で活躍できる人材を育成するため、語学指導などを行う外国語指導助手（ALT）の配置や留学・海外体験活動などへの支援を行います。

< 数値目標 >

項目	現状（年度）		目標（年度）	
「社会通念・習慣・しきたり」などにおいて男女の地位が平等であるとする割合	11.5%	H26	50%以上	H31
男女共同参画を知っている県民の割合	58.9%	H26	100%	H31
男女共同参画センターによる県民の男女共同参画学習講座等への支援回数	年間79回	H26	年間100回	毎年度
男女共同参画センターによる男女共同参画の理解を促進する講座の参加者数	1,311人	H26	1,500人	毎年度
男性の育児休業取得率（民間企業） 【再掲】	2.7%	H26	15%	H29
6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間【再掲】	1日当たり 57分 ※全国1日 当たり67分	H24	全国平均 以上	H29